

## 香川県条例第32号

香川県駐車場条例の一部を改正する条例

香川県駐車場条例（平成5年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(使用料の納入) 第2条 略</p> <p>(指定管理者による管理) 第3条 略</p> <p>(利用料金の収受) <u>第4条 知事は、指定管理者（高松空港県営駐車場に係るものに限る。以下同じ。）に、別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p>(利用料金の承認) <u>第5条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表</u></p>	<p>(設置) 第1条 道路交通の円滑化を図り、もって県民の利便に資するため、駐車場を次のとおり設置する。</p> <table border="0"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>香川県番町地下駐車場</td><td>高松市</td></tr><tr><td>香川県玉藻町駐車場</td><td>高松市</td></tr><tr><td>高松空港県営駐車場</td><td>高松市</td></tr></table> <p>(使用料の納入) 第2条 駐車場を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理) 第3条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2～6 略</p>	名称	位置	香川県番町地下駐車場	高松市	香川県玉藻町駐車場	高松市	高松空港県営駐車場	高松市
名称	位置								
香川県番町地下駐車場	高松市								
香川県玉藻町駐車場	高松市								
高松空港県営駐車場	高松市								

に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第8条 第4条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、当該指定管理者が管理する駐車場の利用については、第2条の規定は、適用しない。

(委任)

第9条 略

別表（第4条、第5条関係）

高松空港県営駐車場

<u>施 設</u>	<u>単 位</u>	<u>金 額</u>
<u>駐車場</u>		
<u>2時間以内の場合</u>	<u>1台につき30分を超える30分までごと</u>	<u>100円</u>
<u>2時間を超える場合</u>	<u>1台につき1時間当たり</u>	<u>150円を超えない範囲で規則で定める額</u>
<u>駐車場を定期券により利用する場合の利用料金は、別に規則で定める。</u>		

(委任)

第4条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。